

会 議 錄  
〈2025年度 愛知県入札監視委員会第3回定例会議〉

**【入札契約手続の運用状況等の報告】**

2025年度第2四半期における発注工事について総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
(環境局の一般競争入札について) ・一般競争入札で低入札価格調査を実施したものがあるが、低入札価格調査の対象となるのは、請負率だと何%からになるのか。	・低入札価格調査の調査基準価格は国が示した算定式に、県で積算した各項目の数字を掛けて計算したものを基準としている。案件ごとに積算項目の数字が変動するため、89%で低入札になるものもあれば、90%超えても低入札になるものもある。
(建設局の入札不調について) ・不調・不落の案件が多いように感じられるがどうか。	・今年度の第2四半期は入札不調の発生比率が6.12%で昨年度の同時期の3.60%と比較してやや上昇している。建築工事の不調が多いが、建築工事は民間工事との競争となり、技術者の確保等が難しいことが原因と考えられる。

**【検討事案抽出の報告・確認】**

抽出担当委員から、7月から9月までの発注工事について、14局庁等の発注工事の中から、企業庁、農業水産局、警察本部の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

**【抽出事案に関する説明及び検討】**

○豊橋南部浄水場電気設備修繕工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・電気、機械など設備は、当初の設置業者がその後もずっと維持管理に係る工事を受注することになっているが、本設備は設置当時に維持管理費用を含めた比較がなされたのか。  ・予定価格算定にあたり、契約業者から参考見積を取ったのか。  ・設置から20年経過したシーケンサー等の機器を更新したことだが、機器が收められているポンプ制御設備をあと何年使うつもりなのか。	・設置業者は、設置費用のみで決定され、将来にわたっての維持管理費用までは考慮されていない。なお、企業庁では維持管理費用を含めた方式(DBM)による契約を検討している。  ・契約業者と他に1者から微取した。  ・法定耐用年数20年の電気設備に関して、企業庁では25年を利用年数の目安としている。よって交換したシーケンサー等の機器を10年程度使用した時点でポンプ制御設備が更新される可能性はありうる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に機器を交換すべきではなかつたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の更新については、更新計画を策定して、計画的に実施している。今回の工事は設備の更新ではなく、設備の内部機器の交換であり、維持管理上、必要な工事である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積と予定価格が同額となったことが、落札率 100% となった要因と推察しているとのことだが、間接工事費の率が公表されているから、契約業者の参考見積と予定価格が同額になったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に諸経費において、予定価格と参考見積に差異が生じるが、今回の工事ではそれも同額となった。間接工事費よりむしろ諸経費が落札率 100% となった要因と推察される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の場合の予定価格算定について、統一的なルールがあって、案件ごとに対応の差異が出ないようにしているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業庁においては、特命随意契約の場合、2 者から参考見積を徴取することにしている。最近では、特命随意契約業者以外には辞退されることが多いが、今回は徴取することができた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業庁単独のルールか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設局のルールを基本として、独自に補完している。</li> </ul>

#### ○愛知県農業総合試験場乳牛舎改修工事【農業水産局】

##### ・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部門の場合、一般競争入札は原則として予定価格 5,000 万円以上の工事が対象とあり、指名競争入札は上記以外の工事が対象かと思うが、農業水産局も同じか。</li> <li>・そのうえで今回指名競争入札とした理由は何か。</li> <li>・令和 6 年度補正予算とは、令和 6 年度で予算がついて、執行する期限があるものなのか。</li> <li>・令和 8 年 3 月までに執行する必要があるため、一般競争より指名競争の方がいいという判断か。一般競争だと執行が遅くなるということか。</li> <li>・1 か月ほど早めることができるというこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業水産局においても、一般競争入札は原則として予定価格 5,000 万円以上の工事が対象、指名競争入札は上記以外の工事が対象である。</li> <li>・国の令和 6 年度補正予算を活用して実施する予定としており、経済対策という観点から、早期契約及び早期着工が求められている。事業執行の迅速化や効率化に効果が見込めるところから指名競争入札にした。</li> <li>・令和 6 年度に予算がついて、翌年度中に執行するものである。</li> <li>・令和 8 年 3 月までの短期間に執行するために、一般競争より指名競争がいいと判断した。4 週間ほど執行を早めることができる。</li> <li>・国の交付決定が 3 月末から 4 月初めにあり、</li> </ul>

<p>とだが、フローチャートを見ると、今回の工事の予算執行等の始まりが令和7年7月となっているが、遅くはないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外製品を使うということだが、日本にはない製品なのか。</li> <li>・機器の設置場所など、設計内容に裁量がありそうな気がするため、設計と施行と一緒に発注した方が早く施行できるのではないか。分けた理由は何か。</li> <li>・海外製品前提であり、為替の影響を受けやすいということだが、それでも入札者を多くするための対策はあるのか。</li> <li>・最低制限価格について、費目ごとに最低制限価格があるのではなく、合計金額が最低制限価格を上回ればいいのか。県の積算と落札者の見積において、一般管理費や共通仮設費に差があるが、この内容については確認をしたのか。</li> </ul>	<p>その後実施設計を行ったうえで工事を発注したため、7月の手続き開始となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボット、メタンガス測定器が特殊であり、日本国内では製造されていない。</li> <li>・搾乳ロボットを扱う会社は世界的に数社あり、デザインビルドのように設計と施行を一括で発注することも可能ではあったが、今回は農業総合試験場で今後試験研究を行うため、こちらの意図を設計に反映させたうえで、工事を発注した。</li> <li>・実施設計を工事発注と同じ年度に行い、できるかぎり価格の変動がないようにし、設計において十分な金額を積算した。</li> <li>・合計金額が最低制限価格を上回ればいい。内訳について業者に確認したところ、県が積算した項目に対して、業者が積算する項目を誤ったようである。県において、積算の内訳が違うことをもって入札を無効にすることはしていない。</li> </ul>
--	--

## ○千種警察署改修工事【警察本部】

### ・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容は空調設備、電気設備、給排水設備となっているが、入札参加資格を「過去3年間に愛知県内の警察施設の改修実績があること」と絞る必要があったのか。</li> <li>・1回目の予定価格から2回目の予定価格は1.2億円も増加しているが大きく差が出た理由は何か。</li> <li>・具体的にどの部分の金額を上げたのか。</li> <li>・企業物価指数が2月から10月は1.2倍上昇しているが、その上昇率を反映して積算しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察施設の改修工事は警察活動と並行して行うという特殊性があり、制約も多く、請負業者の応募が多くない工事である。よって、特殊性等を理解しており、確実に工事を進めることができるであろう改修実績のある業者を選定した。</li> <li>・1回目入札時にも最新の単価等で積算していたが、結果予定価格が見合わなかった。改めて市場価格調査や業者聞き取りを行い、予算を取り直して翌年度入札を行った。</li> <li>・当初予算から工事区分毎にどの程度上昇したのか、市場価格調査や業者聞き取りを行い、積算を見直した。</li> <li>・企業物価指数のみではなく主要機器の価格高騰や人件費・輸送コストの増加による工事費の増額など複合的な要素を積み上げて積算した。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算を見直したにもかかわらず低入札価格調査で失格になってしまったのは結果的にみるとどうなのか。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格であったとはいっても、低入札価格調査の基準価格に対し入札金額は22万円の差額であった。業者によると「一般管理費に費用を乗せて現場管理費を減らした」とのことであり、それぞれの内訳を比較した結果、失格判断基準に引っかかってしまったもので、著しく低価格であったというわけではない。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目までの応札者の中に落札業者はいたのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目までの応札者の中に落札業者はいない。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目までの入札参加資格に「過去3年間に愛知県内の警察施設の改修実績があること」を加えることはできなかったのか。4回目になって落札業者が初めて出てきたことに違和感がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目までは建築工事業の総合点数が950点以上であることを参加資格として定めていたが、落札業者はその基準を下回っていた。改修実績のある業者であれば応札してくれるのではないかという期待もあり選定業者とした。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの警察署や交番がある中で過去3年に改修実績があったのは5者のみだったのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の資格要件を満たしていたのは5者のみであった。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・この資格要件により5者に絞ったということか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績を遡りすぎると当時と現状の差が大きいことが懸念された。過去3年で5者該当があり早急な手続きも必要であったことから、過去3年の改修実績があることを参加資格として選定した。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目から3回目までの入札が不調等の結果になってしまったのは、「過去3年に愛知県内の警察施設の改修実績があること」という資格要件が起因していたのでは。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのようなことはない。「過去3年に愛知県内の警察施設の改修実績があること」という資格要件は4回目の指名競争入札のときのみのものである。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・千種警察署は昭和58年に竣工されたとのことだが、42年経過した設備の更新を行ったとして、全体の施設としてあと何年利用できるか等の建替等計画の見通しは立てているのか。</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設としては建替えの目安は60年としている。本来なら竣工して30年から40年の間に大規模改修をし、60年で建替えという計画が理想ではあるが、警察署や交番、駐在など多くの施設があり、予算や仮庁舎用の土地の問題などがあり理想通りにはいかない現実がある。</li> </ul>                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2回目、3回目の入札に参加した業者も入れるような条件を設けることはできなかつたのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2回目、3回目の入札参加業者から技術者の確保ができないという理由で参加できないことを聞き取りしていたため、最終的には「過去3年に愛知県内の警察施設の改修実績があること」等を要件として指名競争入札の指名業者を選定した。</li> </ul>                                   |

**【検討結果のまとめ】**

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはないが、近年の急激な物価・人件費の上昇や技術者不足の状況に鑑みると、早目の計画・発注・契約に向けた努力を引き続き要望する。

**【その他】**

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について